

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年10月2日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 税務課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和元年7月9日から令和元年7月24日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 市税等の年金特別徴収事務において、税システムにおける納付日が適正に表示されるように改善のこと。	1. 指摘事項については、システム改修が必要な事項であり、システム委託会社に表示の改善を指示した。今後も引続き表示の改善を指導していく。